

2024 年度

日本心身医学会・日本心療内科学会合同

第 8 回心療内科専門医認定審査の実施について

— 第 8 回合同心療内科専門医認定審査の申請に関する緩和措置について —

◀ 緩和措置事項 ▶

- 1) 申請時において日本内科学会認定内科医（あるいは総合内科専門医）または、新内科専門医の資格を有すること。
※2024 年度受験予定の場合も申請可とする。ただし、承認は、認定試験の合格を確認した後とする。
- 2) 心療内科専門医研修施設で 3 年以上の研修歴があること。
※非常勤の場合は、心療内科専門医研修施設で 5 年以上の研修歴があること
※※上記、会員歴・研修歴の条件に満たない場合は、指導医の推薦状（様式自由）を添付することで申請可とする
- 3) 心療内科学臨床に関する学術論文が 3 編以上あること。
- 4) 心療内科学臨床に関する学会発表は 3 回以上あること。
※3).4) については、緩和措置につき、2024 年 8 回については申請不要とする。
- 5) 申請書は【様式①-1、①-2】のみ、5 月 10 日（金）～6 月 10 日（月）までに提出。
その他の書類は、8 月 31 日（土）を提出期限とする。（消印有効）
※【様式②③】については、緩和措置につき、申請不要とする。
- 6) 日本心身医学会主催の「心身医学講習会」について、受講していなくても申請可。ただし、なるべく早い時期に受講していただくことが条件となる。
 - ・症例の詳細な病歴要約 5 例は現状のまま
 - ・経験症例の 30 症例のリストも現状のまま

◎第 8 回認定審査実施については、会告をご参照ください。